

福岡市保育所等給食支援費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、保育施設において、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施のほか、保護者の経済的負担の軽減を図るため、給食の材料費高騰に伴う費用の一部について、福岡市保育所等給食支援費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは、福岡市内に所在する次の各号に掲げるものとする。

(1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号（以下「法」という。））第35条第4項の規定により設置された保育所をいう。

(2) 幼保連携型認定こども園

法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(3) 地域型保育事業を行う施設・事業所

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。

(4) 認可外保育施設

法第59条の2第1項に基づく届出を行っている認可外保育施設（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）をいう。

(5) 各種学校

満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条の規定により設置された各種学校をいう。

(6) その他施設

福岡市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱に基づき、対象施設等として決定されている施設をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1施設あたり基本単価15,600円（副食のみを提供する場合は9,360円）に令和7年10月初日の利用児童数を乗じて得た額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年10月1日において、給食の提供を実施する保育所等の設置者である法人その他団体の代表者又は個人（以下「保育所等設置者」という。）であること

(2) 令和7年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない又は既に徴収した値上げ相当分を保護者に令和8年1月31日までに返還を行うこと

(3) 本市の市税を滞納していないこと

(申請期間)

第5条 補助金の申請期間は令和7年10月1日より令和7年10月15日までとする。

(申請の手続)

第6条 保育所等設置者は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡市保育所等給食支援費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、申請しなければならない。

(決定の通知等)

第7条 市長は、運営者から補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等を実施し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金を交付する旨の決定を行った上で、当該申請者に対し、決定の内容及び交付の条件について、福岡市保育所等給食支援費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、当該申請者に対し、速やかにその旨を通知する。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 市長は、次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)補助事業者が法令、本要綱又はこれに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2)補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3)補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4)交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第10条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1)暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2)法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3)暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、申請者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

（期間）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日をもって廃止する。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の廃止後もなおその効力を有する。